

資料 1

(案)

白 指 審 第 2 号

平成 27 年 10 月 日

白井市長 伊澤 史夫 様

白井市指定管理者選定審査会

会長 岡東 務

指定管理者の候補者の選定について（答申）

平成 27 年 9 月 1 日付け白行第 25 号で諮問のありましたこのことについて、審査により指定管理者の候補者を選定しましたので、答申します。

1. 指定管理者の候補者の選定結果について

平成 27 年 9 月 1 日付け白行第 25 号で諮問のありました福祉センター、西白井複合センター、桜台センターについて、第 1 次審査及び総合審査により公正かつ慎重に審査した結果、各施設の指定管理者候補者として、次のとおり選定します。

市の指定管理者募集に応募した団体の中から、審査手順に従い審査を行うことで、施設の設置管理条例が定める指定の基準を満たしながら、市民サービスの向上と経費の削減をより図ることができる団体を指定管理者の候補者として選定しています。

今年度の指定管理者の募集は、公募による 2 施設と公募によらない 1 施設の 3 施設で行ない、それぞれの応募団体について平成 27 年 9 月 14 日及び 28 日の指定管理者選定審査会において審査を行うことで、指定管理者の候補者を選定しました。

公募による施設の応募団体が、現在それぞれの施設で指定管理者として運営に携わっている団体 1 者のみの応募であったことから、結果として、応募者間の競争の機会が生じなかったことは、非常に残念ですが、市の募集にあたっては、広報しろいや市ホームページによる周知から、応募締切まで一月以上の募集期間を設けたこと、募集要項と指定管理者仕様書を用いながら現地説明会を開催したことなどから、応募団体の提案はいずれも市が求める指定管理者の基準を満たしたものであり、適切な指定管理者の候補者を選定することができました。

番号	施設の名称	指定管理者候補者の名称・住所	指定期間
1	福祉センター	社会福祉法人 白井市社会福祉協議会 会長 岩本 忠司 白井市復 1123 番地	平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 33 年 3 月 31 日
2	西白井複合センター	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ 代表理事 藤田 徹 東京都豊島区東池袋 1-44-3 池袋 ISP タマビル 7F	平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 31 年 3 月 31 日
3	桜台センター	合同会社 しろい光夢辿 代表社員 築城みゆき 白井市復 1586 番地の 2	平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 31 年 3 月 31 日

2. 白井市指定管理者選定審査会について

私たち白井市指定管理者選定審査会は、市長から委嘱された審査会で、委員は、学識経験者 3 名、公の施設の審議会の代表者 1 名、公募市民 1 名、市の職員 1 名の 6 名で組織されます。

平成 27 年 7 月 2 日に市長から 3 年間の任期で委嘱を受け、委員の互選により、会長として岡東委員、副会長として松山委員を選出しました。

審査会は、市長からの諮問に対して答申し、また必要に応じて、指定管理者制度の向上について、市に提案することを職務としています。

3. 審査方法について

審査方法は、審査手順に基づき行っています。通常の審査手順では、市が定める基準を満たした団体の中で、最も評価の高かった1団体を指定管理者候補者として選定していますが、今年度の審査については、応募団体がいずれの施設も、1団体であったことから、規定により、それぞれの審査において、第2次審査を省略し、第1次審査及び総合審査により審査を行いました。

まず、第1次審査では、応募団体から提出のあった事業計画書の提案内容について、市の施設管理所管課から概要説明を受けたうえで、審査項目ごとに、団体の提案が、市の求める内容を満たしているか、提案内容の実現可能性はあるか等を中心に審査を行っています。

特に今回の審査では、第2次審査を省略していることから、第1次審査に応募団体に同席を求めることで、応募内容の細部についても応募団体に確認、質疑を行っています。質疑においては、指定管理者候補者として選定された場合に、より良いサービスを市民に提供できるよう改善のきっかけづくりとしての質問を心がけました。

また、他自治体において、指定管理者の経営破たんによる指定の解除・辞退等が見受けられることから、第1次審査では、長期にわたり継続して安定的に管理を行える候補者を選定するため、特に公募による施設の応募団体の財務状況については、より慎重に審査しています。

総合審査については、各委員の審査結果をもちより、確認することで、公正かつ適切に審査がなされたかについて、また、結果に疑義があるときは、委員間で議論することとなっています。

今回は、いずれの団体も市が定める最低基準点数を上回るとともに、団体の財務状況が健全であると全ての委員が評価したことから、特に議論を行わず、確認をもって評価としています。なお、個別の審査結果は、後述します。

以上、指定管理者候補者の選定について答申します。

白井市指定管理者選定審査会	会 長	岡東 務
	副会長	松山 豊
	委 員	山崎 明
	委 員	中村 順子
	委 員	水島 耕成
	委 員	伊藤 道行

(1) 福祉センター

指定管理者の候補者 社会福祉法人 白井市社会福祉協議会 得点 408.6 点

白井市社会福祉協議会の提案について、第1次審査及び最終審査により審査したところ、サービス等の評価点 379.9 点が最低基準点である 260 点を上回っていること、申請者の直近 5 年間の財務状況の評価点 30 点が最低基準点である 20 点を上回っていることから、白井市社会福祉協議会を福祉センターの指定管理者の候補者として選定する。

【主な選定理由】

- ① 管理運営の基本方針や施設、設備の維持管理の提案が、施設の設置目的を良く理解したうえで、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること。
- ② 自主事業として、青少年女性センターと連携した特徴ある提案がなされており、利用促進が期待できること。
- ③ 団体の財務状況が安定していること、これまでの管理実績、維持管理から、関係法令順守などにおいて、安定した管理能力を有していると認められること。

項目	審査項目	審査の視点と配点 1 項目 40 点満点	得点
1	管理運営の基本方針	・利用者の平等利用、安全・快適な利用が図られているか。 ・公の施設としての設置目的を理解した内容となっているか。 ・市の基本的な管理方針に適合しているか。	27.0
2	市民サービスの向上方法	市民サービス向上のための提案が示され、取り組みは適切か。	27.3
3	利用者ニーズの把握方法と対応	利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。	29.6
4	自主事業の実施計画	・施設の設備・機能を活用しているか。 ・特徴あるサービス提供が提案されているか。 ・施設ごとに求める業務の内容は適切か。	32.0
5	緊急時の対応	災害時・緊急時の体制は十分か。	31.0
6	利用促進の方法	利用促進のための提案は適切か。	30.0
7	管理運営経費の節減方法	経費削減のための具体的な提案が示され、取り組みは適切か。	29.0
8	申請者 ※20 点を超えていない場合失格	・事業者の財務状況は健全か。 ・事業計画に沿った管理運営を行う能力を有しているか。	30.0
9	類似施設の運営実績	・類似施設を運営した実績があるか。 ・職員の配置人数、資格など組織、勤務体制は十分か。	27.0
10	管理体制	・給与、勤務体制など職員の労働環境は適切か。 ・職員の採用・確保は確実にできるか。 ・職員に対する教育、研修体制は十分か。	27.0
11	施設、設備の維持管理	・各設備別業務仕様書に沿って、適切な内容となっているか。 ・再委託の場合の計画(理由等)は適切か。	29.0
12	個人情報保護	個人情報保護に対する取り組みは適切か。	30.0
13	関係法令	施設の管理運営に関する各種法令等を遵守する内容となっているか。	31.0
サービス等評価点 10 点×13 項目×4 人=520 点満点/最低基準点 5 点×13 項目×4 人=260 点			379.9
項目	審査項目	審査の視点と配点 1 項目 28 点満点	得点
14	指定管理料金及び収支計画書	市の指定管理料の予定額の範囲内であるか。 固定式:4.7 点満点 変動式:2.3 点満点	9.2
15	指定管理料金及び収支計画書	・事業計画の内容と比較して、提案価格は適正か。 ・市の指定管理料の予定額の範囲内であり、実現可能性はあるか。	19.5
価格評価点数 各項目 7 点満点×4 人×2 項目 満点 56 点			28.7
総合計 576 点満点			408.6

(2) 西白井複合センター

指定管理者の候補者 特定非営利活動法人ワーカーズコープ

得点 712.9 点

ワーカーズコープの提案について、第1次審査及び最終審査により審査したところ、サービス等の評価点 659.7 点が最低基準点である 450 点を上回っていること、申請者の直近3年間の財務状況の評価点 43 点が最低基準点である 30 点を上回っていることから、ワーカーズコープを複合センターの指定管理者の候補者として選定する。

【主な選定理由】

- ① 管理運営の基本方針や施設、設備の維持管理の提案が、施設の設置目的を良く理解したうえで、平等利用の確保や市民サービスの向上が期待できること。
- ② 自主事業として、「ともしびの夕べ」などの団体間を結び付ける提案がなされており、利用促進が期待できること。
- ③ 類似施設の運営実績やこれまでの管理実績、維持管理から、関係法令順守などにおいて、適切な管理能力を有していると認められること。

項目	審査項目	審査の視点と配点 1 項目 60 点満点	合計
1	管理運営の基本方針	・利用者の平等利用、安全・快適な利用が図られているか。 ・公の施設としての設置目的を理解した内容となっているか。 ・市の基本的な管理方針に適合しているか。	44.2
2	市民サービスの向上方法	市民サービス向上のための提案が示され、取り組みは適切か。	44.0
3	利用者ニーズの把握方法と対応	利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。	43.0
4	自主事業の実施計画	・施設の設備・機能を活用しているか。 ・特徴あるサービス提供が提案されているか。 ・施設ごとに求める業務の内容は適切か。	46.2
5	緊急時の対応	災害時・緊急時の体制は十分か。	47.0
6	利用促進の方法	利用促進のための提案は適切か。	42.3
7	管理運営経費の節減方法	経費削減のための具体的な提案が示され、取り組みは適切か。	46.0
8	利用料金の額	利用料金の額の提案が条例で定める範囲内で、提案は適切か。	42.0
9	申請者 ※30 点を超えない場合失格	・事業者の財務状況は健全か。 ・事業計画に沿った管理運営を行う能力を有しているか。	43.0
10	類似施設の運営実績	・類似施設を運営した実績があるか。 ・職員の配置人数、資格など組織、勤務体制は十分か。	45.0
11	市民活動の実績及び活用	市内での市民活動の実績があり、市民・団体との連携や地域の実情など管理に有効な情報・知識・経験等を備えているか。 また、その情報等を活用した適切な管理運営が期待できるか。	44.0
12	管理体制	・給与、勤務体制など職員の労働環境は適切か。 ・職員の採用・確保は確実にできるか。 ・職員に対する教育、研修体制は十分か。	39.0
13	施設、設備の維持管理	・各設備別業務仕様書に沿って、適切な内容となっているか。 ・再委託の場合の計画(理由等)は適切か。	43.0
14	個人情報の保護	個人情報保護に対する取り組みは適切か。	46.0
15	関係法令	施設の管理運営に関する各種法令等を遵守する内容か。	45.0
サービス等評価点数 満点 900 点 10 点×6 人×15 項目 最低基準点数 450 点 5 点×6 人×15 項目			659.7

項目	審査項目	審査の視点と配点 1 項目 48 点満点	合計
16	指定管理料金及び収支計画書	市の指定管理料の予定額の範囲内であるか。 固定式:5.3 点満点 変動式:2.7 点満点	16.2
17	指定管理料金及び収支計画書	・事業計画の内容と比較して、提案価格は適正か。 市の指定管理料の予定額の範囲内であり、実現可能性はあるか。	37.0
価格評価点数 満点 96 点 8 点×6 人×2 項目			53.2
総合計 996 点満点			712.9

(3) 桜台センター

指定管理者の候補者 合同会社しろい光夢辿

得点 735.3 点

しろい光夢辿の提案について、第 1 次審査及び最終審査により審査したところ、サービス等の評価点 682.1 点が最低基準点である 450 点を上回っていること、申請者の直近 3 年間の財務状況の評価点 42 点が最低基準点である 30 点を上回っていることから、しろい光夢辿を桜台センターの指定管理者の候補者として選定する。

【主な選定理由】

- ① 管理運営の基本方針や施設、設備の維持管理の提案が、施設の設置目的を良く理解したうえで、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること。
- ② 「婚活事業」などの工夫された特徴ある自主事業の提案がなされており、利用促進が期待できること。
- ③ 団体の財務状況が安定していること、これまでの管理実績、維持管理から、適切かつ安定した管理運営が期待できること

項目	審査項目	審査の視点と配点 1 項目 60 点満点	合計
1	管理運営の基本方針	・利用者の平等利用、安全・快適な利用が図られているか。 ・公の施設としての設置目的を理解した内容となっているか。 ・市の基本的な管理方針に適合しているか。	45.6
2	市民サービスの向上方法	市民サービス向上のための提案が示され、取り組みは適切か。	46.0
3	利用者ニーズの把握方法と対応	利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。	45.0
4	自主事業の実施計画	・施設の設備・機能を活用しているか。 ・特徴あるサービス提供が提案されているか。 ・施設ごとに求める業務の内容は適切か。	49.0
5	緊急時の対応	災害時・緊急時の体制は十分か。	48.0
6	利用促進の方法	利用促進のための提案は適切か。	45.5
7	管理運営経費の節減方法	経費削減のための具体的な提案が示され、取り組みは適切か。	46.0
8	利用料金の額	利用料金の額の提案が条例で定める範囲内で、提案は適切か。	47.0
9	申請者 ※30 点を超えない場合失格	・事業者の財務状況は健全か。 ・事業計画に沿った管理運営を行う能力を有しているか。	42.0
10	類似施設の運営実績	・類似施設を運営した実績があるか。 ・職員の配置人数、資格など組織、勤務体制は十分か。	45.0
11	市民活動の実績及び活用	市内での市民活動の実績があり、市民・団体との連携や地域の実情など管理に有効な情報・知識・経験等を備えているか。 また、その情報等を活用した適切な管理運営が期待できるか。	44.0
12	管理体制	・給与、勤務体制など職員の労働環境は適切か。 ・職員の採用・確保は確実にできるか。 ・職員に対する教育、研修体制は十分か。	45.0
13	施設、設備の維持管理	・各設備別業務仕様書に沿って、適切な内容となっているか。 ・再委託の場合の計画(理由等)は適切か。	44.0
14	個人情報の保護	個人情報保護に対する取り組みは適切か。	45.0
15	関係法令	施設の管理運営に関する各種法令等を遵守する内容か。	45.0
サービス等評価点数 満点 900 点 10 点×6 人×15 項目 最低基準点数 450 点 5 点×6 人×15 項目			682.1
項目	審査項目	審査の視点と配点 1 項目 48 点満点	合計
16	指定管理料金及び収支計画書	市の指定管理料の予定額の範囲内であるか。 固定式:5.3 点満点 変動式:2.7 点満点	16.2
17	指定管理料金及び収支計画書	・事業計画の内容と比較して、提案価格は適正か。 市の指定管理料の予定額の範囲内であり、実現可能性はあるか。	37.0
価格評価点数 満点 96 点 8 点×6 人×2 項目			53.2
総合計 996 点満点			735.3

平成 27 年度白井市指定管理者選定審査会審査過程

平成 27 年 7 月 2 日 委嘱状交付式及び第 1 回会議

- (1) 指定管理者制度の概要について
- (2) 指定管理者選定審査会の審査手順について
- (3) モニタリングについて
- (4) 今後のスケジュールについて

平成 27 年 8 月 10 日 第 2 回会議

- (1) 指定管理者制度のモニタリングの方法について
- (2) 平成 26 年度実施分モニタリング結果について（報告）
- (3) 平成 27 年度に実施するモニタリングに反映すべき確認事項及び評価項目について（議論）
- (4) 平成 27 年度指定管理者募集施設の応募状況について
- (5) 今後の会議日程について

平成 27 年 9 月 1 日諮問 白行第 25 号 指定管理者候補者の選定について（諮問）

以下の 3 施設の指定管理者候補者の選定について市長から諮問

- ・ 福祉センター
- ・ 西白井複合センター
- ・ 桜台センター

平成 27 年 9 月 14 日 第 3 回会議

- (1) 指定管理者候補者の選定方法について
- (2) 福祉センター指定管理者候補者の選定について
- (3) 今後のスケジュールについて

平成 27 年 9 月 28 日 第 4 回会議

- (1) 西白井複合センター指定管理者候補者の選定について
- (2) 桜台センター指定管理者候補者の選定について
- (3) 今後のスケジュールについて

平成 27 年 10 月 19 日 第 5 回会議

- (1) 答申（案）について
- (2) 労働監査制度の早期導入について（情報提供）
- (3) 提言（案）について

平成 27 年 10 月●●日答申 白指審第 2 号 指定管理者候補者の選定について（答申）

- ・ 市長からの諮問事項（平成 27 年 9 月 1 日諮問 白行第 25 号）について答申

議題 2 提言書に記載する内容について

提言 1. 審査方法について

【審議会での意見】

- 審査資料が多く、また見づらいため、複数の応募者があったときに、委員の審査の負担が大きい。
- 非公募施設の選定については、審査会による審査が限定されてしまい、審査の必要性は少ないのではないか。
- 指定管理の指定期間が 3 年間であれば、団体で働く職員の雇用関係が安定しない。原則通り 5 年以上の指定期間とするべきである。

提言 2. 審査基準の見直しについて

【審議会での意見】

- 新規参入を拓げるため、類似施設での運営実績の審査基準については廃止すべきである。

【過去の答申での提言】

- 類似施設の運営実績に関する審査項目は、新規参入を目指す者にとって、大きな障害となるため、審査の方法等については検討の必要がある。

提言 3. 労働条件審査の導入について

【過去の答申での提言】

- 適正な労働条件の実効性の確保に係る一連の業務は、専門知識を持った人材による調査が必要である。モニタリングに社会保険労務士による労働条件の点検を行う取り組みが他自治体で進められており、「労働条件審査」の導入について検討すること。

過去 5 年間の指定管理者選定審査会からの提案内容

平成 22 年度答申

- 指定管理者に応募を希望する市民団体について相談体制を充実させること
→【実施】
- 新規参入を増やすため市の指定管理料の支払方法を柔軟にすること→【実施】

平成 23 年度答申

- 納税証明書等の資格に関する提出書類は事前に担当課が確認すること
→【実施】

平成 24 年度答申

- 類似施設の運営実績に関する審査項目は、新規参入を目指す者にとって、大きな障害となるため、審査の方法等については検討の必要がある
→【未実施】
- 指定管理者の変更にあたり、候補者と現在の指定管理者の引継が円滑に行われるよう、市として十分な調整・指導等を行うこと。→【実施】
- 資格審査の統一を図ること →【実施】
- 適正な労働条件の実効性の確保に係る一連の業務は、専門知識を持った人材による調査が必要である。モニタリングに社会保険労務士による労働条件の点検を行う取り組みが他自治体で進められており、「労働条件審査」の導入について検討すること。→【未実施】

平成 25 年度答申

- 類似施設の運営実績に関する審査項目は、新規参入を目指す者にとって、大きな障害となるため、審査の方法等については検討の必要がある。
→【未実施】
- 収支内訳書及び人件費内訳書については、指定管理料に影響があるため、勤務シフト表の提出を必須として、十分な事前確認を行う必要がある。
→【実施】
- 適正な労働条件の実効性の確保に係る一連の業務は、専門知識を持った人材による調査が必要である。モニタリングに社会保険労務士による労働条件の点検を行う取り組みが他自治体で進められており、「労働条件審査」の導入について検討すること。
→【未実施】

H26 年度答申

- 指定管理期間と財務諸表の期間を同じ期間とするべきである。→【実施】

白 指 審 第 3 号

平成 27 年 10 月 日

(イメージ案)

白井市長 伊澤 史夫 様

白井市指定管理者選定審査会

会長 岡東 務

指定管理者選定に係る提言書（提言）

指定管理者の候補者を選定するにあたり、より良い指定管理者の候補者を選定するため、以下のとおり指定管理者の選定に関する改善点を提言します。

白井市が、平成 18 年度に指定管理者制度を導入し、来年で 10 年を迎えますが、今後も指定管理者制度を更に推進するために、市長におかれましては、本提言を受け、指定管理者による適切な管理運営が行われるよう改善に取り組んでいただくようお願い申し上げます。

提言 1. 審査方法について

現在、指定管理者選定審査会は、第1次審査、第2次審査、総合審査と3段階の審査を行っており、その都度資料を作成し、確認する必要があることから、担当課・応募団体・審査会委員のいずれの負担も非常に大きなものです。

審査については、3段階の審査方法を簡素化するとともに、審査資料を大幅に削減するなど、審査方法を大幅に改善すべきと考えます。

また、非公募施設については、障害者の施設であり管理者が変わることで適応までに時間がかかるため、父母会から公募による募集を行わないで欲しいなどの要望があり、指定管理者の候補者を市があらかじめ決定していることなどから、あらためて審査会で選定する必要性は薄く、審査対象から除外すべきと考えます。

なお、指定管理者の指定期間について、市は5年間を原則としていますが、現在も3年間の指定期間の施設が多くあります。指定管理の指定期間が3年間であれば、審査の負担やコストがかかるだけでなく、団体に働く職員の雇用関係が安定しないなどの問題があります。より良いサービスを市民に安定して提供するためにも、原則通り5年以上の指定期間とすべきと考えます。

提言 2. 審査基準の見直しについて

応募団体間が競争することで市民サービスが向上と予算の削減が図られるため、類似施設での運営実績の審査基準について廃止し、新規参入の門戸を広げるべきと考えます。

提言 3. 労働条件審査の導入について

労働関係法令の順守については、申請段階で誓約書の提出を義務付け、モニタリングの段階では、市の所管課職員による「業務の実施状況確認表」に基づく年2回の現地調査が行われていますが、適正な労働条件の実効性の確保に係る一連の業務は、専門知識を持った人材による調査が不可欠です。

このことから、モニタリングにおける社会保険労務士による労働条件の点検を行う取り組みが他自治体で進められていることから、白井市においても社会保険労務士による「労働条件審査」を導入すべきと考えます。